

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3	(1) 計画の目的 京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市の<u>理念及び</u>「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念（<u>追記</u>）を踏まえて、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	(1) 計画の目的 京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市、<u>レジリエンス</u>、「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念、<u>SDGsの達成など</u>を踏まえて、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	計画の目的の修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3	(2) 計画の理念 (略) 直ちにすべての項目に着手し、取組を進めてきたが、災害関連法令等の改正や、平成28年の熊本地震等の近年の災害から見えてきた新たな諸課題への対応が必要となったことから、平成29年度に再度、京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して、137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで、項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果、取り組むべき項目が122項目に整理され、また、新たな課題への対応として、5項目を新規に追加した、127項目の防災対策の提言を受けた。今後は、同委員会の提言内容を踏まえて、本市防災対策を推進していく。 <u>(追記)</u> 災害対策の実施に当たっては、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。	(2) 計画の理念 (略) 直ちにすべての項目に着手し、取組を進めてきたが、災害関連法令等の改正や、平成28年の熊本地震等の近年の災害から見えてきた新たな諸課題への対応が必要となったことから、平成29年度に再度、京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して、137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで、項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果、取り組むべき項目が122項目に整理され、また、新たな課題への対応として、5項目を新規に追加した、127項目の防災対策の提言を受けた。今後は、同委員会の提言内容を踏まえて、本市防災対策を推進していく。 <u>さらに、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す。</u> 災害対策の実施に当たっては、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。	計画の理念の修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（事故対策編）

頁	現 行				修 正 案				修正理由
87	（支援対策本部会議の構成）				（支援対策本部会議の構成）				京都市災害等支援実施要綱の改正に伴う本部員の修正
	本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員	本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員	
	市 長	防 災 を 担 当 す る 副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>保健福祉局医療衛生推進室長</u> ，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長， <u>保健福祉局医療衛生推進室長</u> 及び本部長が指名する職員	市 長	防 災 を 担 当 す る 副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>（削除）</u> 子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長， <u>（削除）</u> 及び本部長が指名する職員	